

最高裁秘書第2281号

平成30年5月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

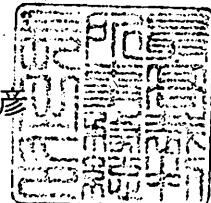
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年5月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年5月29日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が、平成19年頃、裁判所の記録謄写業務公募制を採用するに至った経緯が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年4月26日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判所において記録謄写業務を公募する根拠は、平成13年9月30日付け最高裁経総第625号経理局長通達「最高裁判所所管の国有財産の事務の

取扱いについて」（以下「本件通達」という。）の別紙「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱基準」の5に「公募になじまないと判断される場合を除き、公募により選定するものとする。」とあることにあったところ（本件通達は平成29年6月30日限りで廃止されている。），本件通達の制定及び改正時の記録に記録賃写業務公募制の採用に係る文書が存在する可能性が考えられることから、当該制定及び改正（平成13年、平成15年、平成17年、平成18年及び平成22年に改正）に関する記録を探索したが、平成22年における改正の記録に本件対象文書はなく、それ以前に行われた制定及び改正に関する記録は既に廃棄している。

イ その他にも、最高裁判所において保管するファイルを探索したが、本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

ウ よって、原判断は相当である。